

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和 2 年 6 月 26 日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

(1) 審査請求書における主張

処分庁から送付された書面によれば、本件申請の一部を支給対象としなかった理由として、乗車地が居所／病院でない等の理由が示されているが、「医療扶助における移送費取扱要領」によれば、給付の方針として「画一的な取扱いにより認められるべき移送を受けられないことがないよう留意」することが求められており（要領 2・(1)）、給付要件に「被保護者の傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段であること」が挙げられている（要領 2・(2)・イ）。

この点に関し、請求人は、従前の担当ケースワーカーから、必ずしも居所と病院を乗車地としていない場合であっても、経済的かつ合理的経路とすべき事情が認められる場合においては、医療移送費の支給対象となる旨の指導を受けており、実際に、通院のために必要であり、経済的かつ合理的な範囲であることを説明したうえで支給を受けてきた。

本件処分は、上記取扱要領の趣旨に反しており、また従前の扱いを違えて一部不支給としたもので、行政に対する市民の信頼保護の原則に反して違法または不当である。

(2) 反論書における主張

処分庁は、タクシー会社への照会を行っている一方、病院に対する照会を行っていない。病院に照会していれば、請求人が該当の日において診察を受けていることは分かったはずである。

請求人は通院それ自体によっても体調不良をきたすことがしばしばあり、タクシー利用時にも、乗車中に体調を悪くし、風にあたる為に移動していただく、途中車を止めていただくことがよくあるため、通院にタクシーを利用するとき、単純に病院との往復とならない事情がある。なお、形成外科の主治医より、骨粗鬆症のおそれがあることから、日光にあたること、できる場合には運動すること等指示されており、体調が許す限り歩くよう努めている。

令和2年2月12日は、〇〇病院の診察後、病院の診療時間が終了するまで病院のケアルームで体を休ませ、17時前頃に病院を出て体を目覚めさせるために1時間程度歩いていたが、体調不良をきたしたためネットカフェに19時頃に入店し、体調が一定程度回復するのを待ってタクシーを利用して帰宅した。

同月26日は、出先で体調が悪化し、タクシーを利用して〇〇病院に行ったため、乗車地が居所でないことには合理的な理由がある。降車地は〇〇病院の最寄駅である〇〇駅を挟んだ〇〇であるが、同所から病院まで歩いてほんの数分である。

同年3月17日は、同年2月12日と同様に、〇〇病院の診察後、病院の診療時間が終了するまで病院のケアルームで体を休ませ、17時前頃に病院を出て体を目覚めさせるために歩いていたが、体調不良をきたしたためネットカフェに19時頃に入店し、身体を休めてからタクシーで帰宅した。

同年4月2日は、体を慣らすため歩いて帰ろうとしていたが体調が悪くなり、〇〇に住む友人宅にて休憩し、体調が少し回復したところでタクシーを利用して帰宅した。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年10月22日	諮問
令和4年1月25日	審議（第63回第4部会）
令和4年2月15日	審議（第64回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 医療移送費

法 11 条 1 項は、保護の種類の一つとして、4 号に「医療扶助」を掲げており、法 15 条は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、6 号において、医療扶助の範囲に「移送」を含むものと規定している。

(2) 医療扶助運営要領

ア 給付方針

移送の給付は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく法定受託事務の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和 36 年 9 月 30 日付社発第 727 号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助運営要領」という。)に従って、被保護者に給付されるものであり、その給付については、個別にその内容を審査し、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものとされ、「経済的かつ合理的な経路及び交通手段」についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすることとされている(医療扶助運営要領第 3・9・(1))。

イ 給付の範囲

受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものとされ、例外的に、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められ

るものとされている（医療扶助運営要領第3・9・(2)）。

また、交通手段については、第一次には電車・バス等の公共交通機関が想定されているが（同・ア）、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合には、タクシーの利用も認められることとされている（同・イ）。

ウ 給付手続

移送の給付については、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であり（医療扶助運営要領第3・9・(3)・ア）、被保護者から申請があった場合には、福祉事務所は、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定することとされ、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものとされている（同・イ）。

エ 費用

移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とされ（医療扶助運営要領第3・9・(4)・ア）、当該料金の算定にあたっては、領収書、複数業者の見積書、地域の実態料金等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこととされている（同・イ）。

(3) 課長通知

医療扶助運営要領と同じく地方自治法245条の9第1項

及び第3項の規定による法定受託事務の処理基準である「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、局長通知により医療扶助の移送費の取扱いが示されたことを受けて、その給付決定に関する事務手続等の詳細を以下のとおり定めている。

ア 趣旨・考え方

移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり、福祉事務所において責任をもって審査をする必要があり、移送の給付を支給する場合であっても、受給者間での不公平が生じないようにするほか、合理的な経路による必要な最小限度の範囲で支給するなど、国民の目線に立った運用が肝要である（課長通知1）。

イ 給付手続

一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況等に照らして判断することが基本となる。タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこと（課長通知4・(2)・ア・(イ)）。

ウ 給付決定の際の被保護者への説明

移送の給付については、福祉事務所が最も経済的な経路・手段として認めたものに限り給付を行うものであり、福祉事務所が認めた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められないこと（課長通知5・ア）。タクシー等の利用を認めた場合については、タクシー等を利用した際に領収書（レシート）をもらうとと

もに、後日、福祉事務所に領収書（レシート）を提出すること。領収書（レシート）の無いものについては給付対象として認められないこと（同・ウ）。タクシー等の利用について、受診している時間の待機料については原則として給付対象とならないこと（同・エ）。

エ 通院実績等の確認

被保護者から事後的に通院証明書を提出させ、移送の給付対象とした日数と差異がないか、レセプトに記載された日数と差異がないか確認し、それにより、通院日数が移送の給付対象とした日数より過少であった場合については、乗車券又は費用の返還等必要な措置を講じること（課長通知6・(1)）。

また、移送に要した費用については、領収書（レシート）によりその金額を確認し、特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額であるか、往復時のそれぞれの料金や複数回の平均所要額と比較して著しく高額な金額となっていないか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないこと。ただし、不正受給に該当する場合又はそれが疑われる場合については、速やかに関係先調査を実施し、不正受給を行ったケースについては告発を検討するなど、厳正な対応を行うこと。手書きの領収書など提出書類に疑義がある場合については、必要に応じて運送業者へ確認するなどの点検を行うこと（同・(2)）。

オ 給付内容の内部点検

移送を給付したケースについては、医療機関や交通機関の選定、通院日数、費用等の妥当性について、要否意見書等で病状等に変化があった場合には、その都度に検証を行うこと。

また、要否意見書等により、病状等に変化ないと確認される場合であっても、医療扶助運営要領第3の3の(1)に基づき、医療扶助継続の要否を検討する際には、移送の給付内容の適否についても併せて点検を行うこと（課長通知7・(1)）。

タクシー等による移送を行っているケースについては「通院移送費（タクシー）点検表」を参考にして組織的な点検を行い、点検により問題があった場合については、速やかに是正措置を講じること（同・(2)）。なお、「通院移送費（タクシー）点検表」では、「4 給付金額及び領収書の精査」の項目として「(1)領収書の日付は通院証明書の証明印の日付（通院日）と一致しているか」「(2)通院先から見て1回当たりの料金は妥当か」「(3)身障施策（タクシー料金の割引等）の活用は検討されているか。」が掲げられている。）。

2 本件処分について

- (1) 本件一時扶助申請は、請求人が医療機関への受診に際してタクシーを利用したとして、これに要した費用の支給を求めるものであるところ、まず、医療移送費の申請は原則として事前の申請が必要であるとともに、公共交通機関やタクシー等を利用したことを挙証する資料を提出して行わなければならない（前記(2)・ウ、前記(3)・ウ及びエ）。

しかし、別紙1に掲げた本件一時扶助申請に係る申請のうち1、2、3、4、6、10、18、22、23、24、27及び28に係る申請については、請求人が医療機関への通院にタクシーを利用したことを証する領収書が提出されていないから、当該各申請については医療移送費の支給対象とはならないものと認められる。したがって、本件処分において当該各申請部分が支給対象外とされていることに違法な点は認められない。

なお、請求人から提出されたタクシー領収書のうち、「2020年4月1日 車番〇〇 合計¥4470円 〇〇株式会社」の領収書は、4月1日の午前2時20分（3月31日の深夜26時20分）に〇〇で乗車し、4月1日の午前2時48分（3月31日の深夜26時48分）に〇〇で降車したものであるから、本件一時扶助申請に係る医療機関への通院とは無関係であることが明らかである。この点につき、医療移送費の申請の添付資料として通院とは無関係な領収書が提出されること自体が請求人によるタクシーの不適正な利用実態を疑わせる事情である旨の処分庁の主張は首肯できる。

- (2) 次に、本件一時扶助申請に係るその余の申請（別紙1の5、7、8、9、11、12、13、14、15、16、17、19、20、21、25及び26に係る申請）について検討する。

ア 処分庁は、請求人からの本件一時扶助申請を受け、従前の請求人からの医療移送費の申請内容には高額かつ不自然な点があり、請求人に対して理由の説明を求めてきたものの合理的な説明がなかったという経緯も踏まえて、請求人から提出された領収書を発行したタクシー会社に対して法29条に基づく調査を改めて実施し、同調査に対する回答を得た上で、「1. 居所（避難地として申告されている〇〇）と医療機関が乗車地、降車地であること。」、「2. 往復とも乗車地・降車地が居所か医療機関であること。」、「3. 深夜など、通院とは関係ないと思われる時間帯の利用でないこと。」を基準として、本件一時扶助申請に係る医療移送費の支給の可否を決定したことが認められる。

具体的には、処分庁は、本件一時扶助申請のうち、令和2年2月12日の申請は帰路が深夜で乗車地が病院ではないこと、同年2月26日の申請は乗車地が居所ではないこと、

同年 3 月 1 7 日の申請は帰路の乗車地が病院でないこと、同年 4 月 2 日の申請は帰路が深夜で乗車地が病院でないことを理由として、これらの申請に係る医療移送費の支給はできないとの判断に至ったものと認められる。

イ そこで、処分庁が本件一時扶助申請のうち支給対象外と判断した令和 2 年 2 月 1 2 日、同月 2 6 日、令和 2 年 3 月 1 7 日及び同年 4 月 2 日の各申請について、これらが医療移送費の支給の要件を満たすものであるか、以下、検討する。

(ア) 医療移送費の給付の範囲は、交通手段として電車・バス等の公共交通機関を利用した場合を支給の対象とするのが原則であり、タクシーを利用した場合の給付は例外的なものと位置付けられ、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」であることを要する（1・(2)・イ）。また、保護の実施機関が審査を行うに当たっては、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされている（1・(3)・イ）。

そして、タクシーが例外的な交通手段と位置付けられていることからすれば、通院に際してタクシーを利用することに真にやむを得ない理由があるといえるかどうかは厳格に審査されるべきものであり、申請に係る通院日ごとに、電車・バス等の公共交通機関では医療機関に通院することが著しく困難な事情があったと認められることが必要であると解される。

次に、移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費とされているところ（1・(2)・エ）、

福祉事務所が認めた以外の経路・手段を用いたことにより余分にかかる交通費については、給付の対象と認められないとされ、タクシー等の利用について、受診している時間の待機料については原則として給付対象とならないこととされている（1・(3)・ウ）。そして、タクシーを利用する場合の経路には、電車やバス等の公共交通機関を利用する場合のような路線の乗換えや最寄りの駅（バス停）までの移動時間や距離という考慮要素は存在しないことからすれば、上記の「経済的かつ合理的な方法及び経路」とは、タクシーの実際の走行経路が自宅と通院先の医療機関との最短経路を直接行き来する場合を意味することは明らかである。

すなわち、タクシーの走行経路に自宅と通院先の医療機関以外の経由地が含まれている場合には、タクシー料金に通院とは関係のない経路を走行した分の料金が含まれることとなり、経済的かつ合理的な方法及び経路とはいえないし、進んで、自宅及び通院先の医療機関以外の場所が乗降車地となっているような場合には、自宅ないし通院先の医療機関から当該地点までは徒歩や公共交通機関での移動が可能であったということになり、このような通院の方法及び経路が不経済、不合理であることはもちろんのこと、電車・バス等の公共交通機関の利用によっては通院が著しく困難であるとの事情がそもそも認め難いというべきであるから、医療移送費の支給対象とは認められないものと解される。

(イ) 処分庁は、前記アのとおり、本件一時扶助申請のうち乗降車地に自宅及び通院先の医療機関以外の場所が含まれているもの（加えて、一部はタクシーの乗車時間が深夜に及ぶもの）については支給対象外と判断して本件処分を行っているところ、処分庁のかかる判断基準は医療扶助運営要領

及び課長通知の趣旨に沿うものと認められる。

そして、前記(ア)で述べたところを踏まえれば、本件一時扶助申請のうち処分庁が支給対象外とした上記各申請については、経済的かつ合理的な方法及び経路に該当しないとともに、電車・バス等の公共交通機関の利用によっては通院が著しく困難な事情が存在することを前提とした申請には当たらないものと認めるのが相当であるから、本件処分について法の解釈・適用に誤りがあるものということはいきない。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分は違法又は不当とは認められない。

3 請求人の主張について

- (1) 請求人は、処分庁が病院に照会していれば、請求人が該当の日において診察を受けていることは分かったはずであるにもかかわらず、各病院から受診履歴を取り寄せることなく虚偽申請と断じたことは不当である旨を主張する。

しかし、移送の給付の必要性については、診察、治療等に係る医療扶助の給付の必要性とは別途の観点から判断する事項（移送の必要性、交通手段の妥当性等）があり（前記2・(3)・ア）、申請の該当日に通院した事実があることをもって直ちに医療移送の給付の必要性が裏付けられるものではないから、請求人の主張は失当である。

また、「移送の必要性」や「交通手段の妥当性」は、申請の該当日に通院の事実があったことのみならず、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送が行われ、かつ、電車やバス等の公共交通機関では通院が著しく困難な事情があってはじめて認められるべきところ、本件一時扶助申請のうち処分庁が支給対象外とした各申請について移送の必要性及び交通手段の妥

当性を欠くことは上記 2・(2)で述べたとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、通院それ自体によっても体調不良をきたすことがしばしばあり、タクシー利用時にも乗車中に体調を悪くし、風に当たるために車を移動したり、途中で止めることがある、形成外科の主治医より、骨粗鬆症のおそれがあることから、日光にあたること、できる場合には運動すること等の指示を受けており、体調が許す限り歩くよう努めていることなどから、通院にタクシーを利用するときに、単純に病院との往復とならない事情があるとして、個々事情を主張する。

しかし、請求人が主張する令和 2 年 2 月 12 日、同月 26 日、令和 2 年 3 月 17 日、同年 4 月 2 日の各通院に際して自宅や医療機関以外の場所からタクシーを利用することとなった事情については、これらを裏付ける証拠は何ら存在しない。

この点を措くとしても、例外的にタクシーの利用による医療移送費の支給が認められるのは電車やバス等の公共交通機関では通院が著しく困難である場合に限られるところ、自宅及び医療機関以外の場所を経由して移動するような場合にはそもそも公共交通機関での通院が著しく困難であったと認めることはできないこと、タクシーを利用する場合の経路には路線の乗換えや最寄りの駅（バス停）までの移動時間や距離という要素はなく、自宅と通院先の医療機関との最短経路を直接行き来する場合でなければ「経済的かつ合理的な方法及び経路」とはいえないことは上記 2・(2)・イ・(ア)で述べたとおりであるから、自宅及び医療機関以外の場所に立ち寄ることを前提とした移送の給付が認められないことは明らかである。

なお、仮に請求人の主張するように令和 2 年 2 月 12 日の通院の際に徒歩での帰宅途中で体調が悪化し、ネットカフェでの

休憩を挟まざるをえなかったというのであれば、請求人は、タクシーの不適正利用が疑われている中で以後そのような事態が生じないように、病院の受診後には速やかに帰宅し、自宅周辺を散歩するなどして医療機関以外の場所からタクシーに乗車するような状況を可能な限り避けるよう努めるべきであったといえる。それにもかかわらず、請求人は、同日以降も自宅及び医療機関以外の場所からのタクシー乗車や深夜のタクシー利用を繰り返した上で医療移送費の申請を行っており、請求人には医療扶助運営要領及び課長通知の上記趣旨に沿ってタクシーの適正な利用を心掛けようとする姿勢が見られないものと評価せざるを得ない。

- (3) 請求人は、本件処分は従前の扱いを違えて一部不支給としたもので、行政に対する市民の信頼保護の原則に反して違法又は不当である旨を主張する。

この点、処分庁では、従前、タクシーによる移送の医療要否を要とする医師の見解があったことを踏まえて、請求人が相当な範囲内で医療機関への通院に際してタクシーを利用することは許容する取扱いとしていたことが窺われるが、だからといって、処分庁において、通院自体の要否や頻度、通院の際の経路・方法の如何を問わずに、包括的に請求人がタクシーを利用して通院することを認めていたものとは到底解することはできないし、上記 2・(2)・イ・(ア)で示した法令等の解釈に照らしても、公費で賄われる医療移送費が通院の事実のみをもって無限定に給付されるのは適切でないことは明らかである。

むしろ、処分庁では、従前からの請求人の医療移送費の申請には不正が強く疑われる中で、医療扶助運営要領及び課長通知に基づいた適正な審査を図るとともに、タクシーの乗車場所や時間について一応の裏付けがとれた申請については支給を決

定することとし、請求人に対する最大限の配慮を行っているものと認められるものであるから、処分庁の対応が違法又は不当であるとは認められない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)